盛　岡　市

都市計画マスタープラン

－ 概要版 －

令和５年３月

MORIOKA

目　次

■序章　はじめに
1　市町村の都市計画マスタープランとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　盛岡市都市計画マスタープランの構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3　本計画の策定と見直しの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

■第１章　全体構想
1　まちづくりの課題と新たなテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2　まちづくりの方向性の確認
(1) 本市の施策におけるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(2) 本計画の課題とまちづくりの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3　まちづくりの基本的な方針
(1) まちづくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(2) まちづくりの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(3) まちづくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(4) 将来都市構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(5) 都市整備の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4　市民協働によるまちづくり
(1) 市民協働による、まちづくりの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(2) まちづくりの進め方と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(3) まちづくり活動の実践・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

■第２章　地域別構想
1　地域別構想について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2　地域区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3　地域別構想
(1) 中心地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(2) 上田地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(3) 松園地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(4) 山岸・加賀野地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(5) 中野地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
(6) 青山地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
(7) みたけ・厨川地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(8) 仙北地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(9) 盛南地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(10) 見前・永井地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
(11) 乙部地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(12) 飯岡・湯沢地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(13) つなぎ地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
(14) 渋民地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
(15) 好摩地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

序章　はじめに

１．市町村の都市計画マスタープランとは

市町村の都市計画マスタープランは、望ましい都市像をまちづくりの目標として明確にし、この目標に向けて、都市計画の諸施策を総合的かつ体系的に展開していくため、市民参加のもとに策定する将来のまちづくりへ向けた基本方針です。市町村の個々の都市計画（土地利用、道路・公園・下水道等の都市施設整備、市街地開発事業等）は、この都市計画マスタープランに即したものでなければなりません。

２．盛岡市都市計画マスタープランの構成

盛岡市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は、本市全体のまちづくりの方針を示す『全体構想』と、その全体構想を受けて地域の特徴を生かしたまちづくりの方針を示す『地域別構想』から構成されています。『地域別構想』は市街化区域を中心に、15 の地域に区分して策定しています。

３．本計画の策定と見直しの経緯

本計画は、平成 13 年度に策定し、以降、社会経済情勢の変化などを踏まえ見直しを行っています。

■盛岡市都市計画マスタープランの策定、見直しの経緯

・平成 13 年度　盛岡市都市計画マスタープラン策定
〔全体構想、地域別構想（松園地域、見前・永井地域は、ワークショップを開催し、結果を反映）〕

・平成 14～18 年度　地域別構想の充実（ワークショップを開催し、結果を反映）
（青山地域、山岸・加賀野地域、飯岡・湯沢地域、上田地域、乙部地域、みたけ・厨川地域、仙北地域、中野地域、中心地域、つなぎ地域、渋民地域、好摩地域）
※渋民地域、好摩地域は、平成 18 年 1 月 10 日の旧玉山村との合併に伴い、平成 18 年度に地域別構想を策定

・平成 19 年度　まちづくり三法の改正に伴う郊外における大規模集客施設の立地の規制に関する見直し

・平成 21 年度　全体構想の見直し（第１回）
（社会経済情勢の変化、上位計画等の変更、市村の合併に対応するために全体構想を見直し）

・令和３年度　全体構想の見直し（第２回）

・令和４年度　地域別構想（15 地域）の見直し

■令和３～４年度の見直しの概要

全体構想の第１回見直しから 10 年が経過し、人口減少や少子化・高齢化の急速な進展、ライフスタイルの多様化、災害の頻発化・激甚化など、社会経済情勢は大きく変化しています。また、これらの変化に対応して、盛岡市地域公共交通網形成計画や盛岡市立地適正化計画などが新たに策定されています。これらの変化や新たに策定された関連計画を踏まえ、盛岡市都市計画マスタープラン（全体構想・地域別構想）を見直ししています。

なお、地域別構想の見直しに当たっては、ワークショップの開催に代えて、コロナ禍でも可能な市民参加の方法（町内会・自治会等を対象とした書面によるヒアリング、市立中学校２学年の生徒を対象としたアンケート、市民を対象としたウェブアンケート）による意見の反映を行っています。

第１章　全体構想

１．まちづくりの課題と新たなテーマ

人口減少、少子化・高齢化、災害の頻発化・激甚化など、本市を取り巻く大きな変化への対応が求められており、今後の 20 年の計画期間を見据え、特に重点的に取り組む必要があると考えられるまちづくりの３つの視点について、次のとおり整理しています。

課題：地域特性に応じた居住環境の整備

課題：中核都市としての魅力・求心力の向上

課題：産業振興により都市の活力の維持

課題：農地や森林の適切な維持

課題：効率的な土地利用の推進

課題：水源地域の保全

課題：都市機能を支える交通網の形成

課題：自家用車から自転車への転換の推進

課題：歴史や文化などと調和した景観の形成

課題：河川などの自然や山並みの眺望の活用

課題：道路整備事業の効果的な推進

課題：公園等の整備や維持管理の推進

課題：公共下水道整備事業の推進

課題：土地区画整理事業の促進及び実施が見込めない地区における計画の見直し等

課題：中心市街地における再開発事業の促進

課題：住民主体で良好な住環境の形成

課題：良好な自然環境・生活環境の保全

課題：脱炭素社会の実現に向けた対策の推進

課題：ハード・ソフトの両面からの防災対策の推進

【テーマ①】

市街化調整区域における土地利用のあり方

市街化調整区域においては、農林業の担い手不足、農地の荒廃等が懸念されています。これらに対応するため、都市と郊外のバランスを取りながら農林業と地域の振興を図るための土地利用のあり方を検討する必要があります。

【テーマ②】

中心市街地のまちづくりの方向性

都市機能の流出・低下、建物の老朽化及び商業の衰退等、都市の密度と機能の低下が懸念される状況において、盛岡駅西口、盛岡南新都市との機能分担と、中心市街地における都市機能の集積及び維持を図る必要があります。

【テーマ③】

災害に強いまちづくり

近年頻発し、激甚化する自然災害等をふまえ、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

2．まちづくりの方向性の確認

「1．まちづくりの課題と新たなテーマ」で整理した内容等を踏まえ、本計画が即すべき計画等との関係を確認するとともに、本計画がめざすまちづくりの方向性を整理します。

(1) 本市の施策におけるまちづくり

本計画が即すべき計画等の方向性や、本計画の「まちづくりの基本方針」等について、相互の関係を次のとおり確認しています。

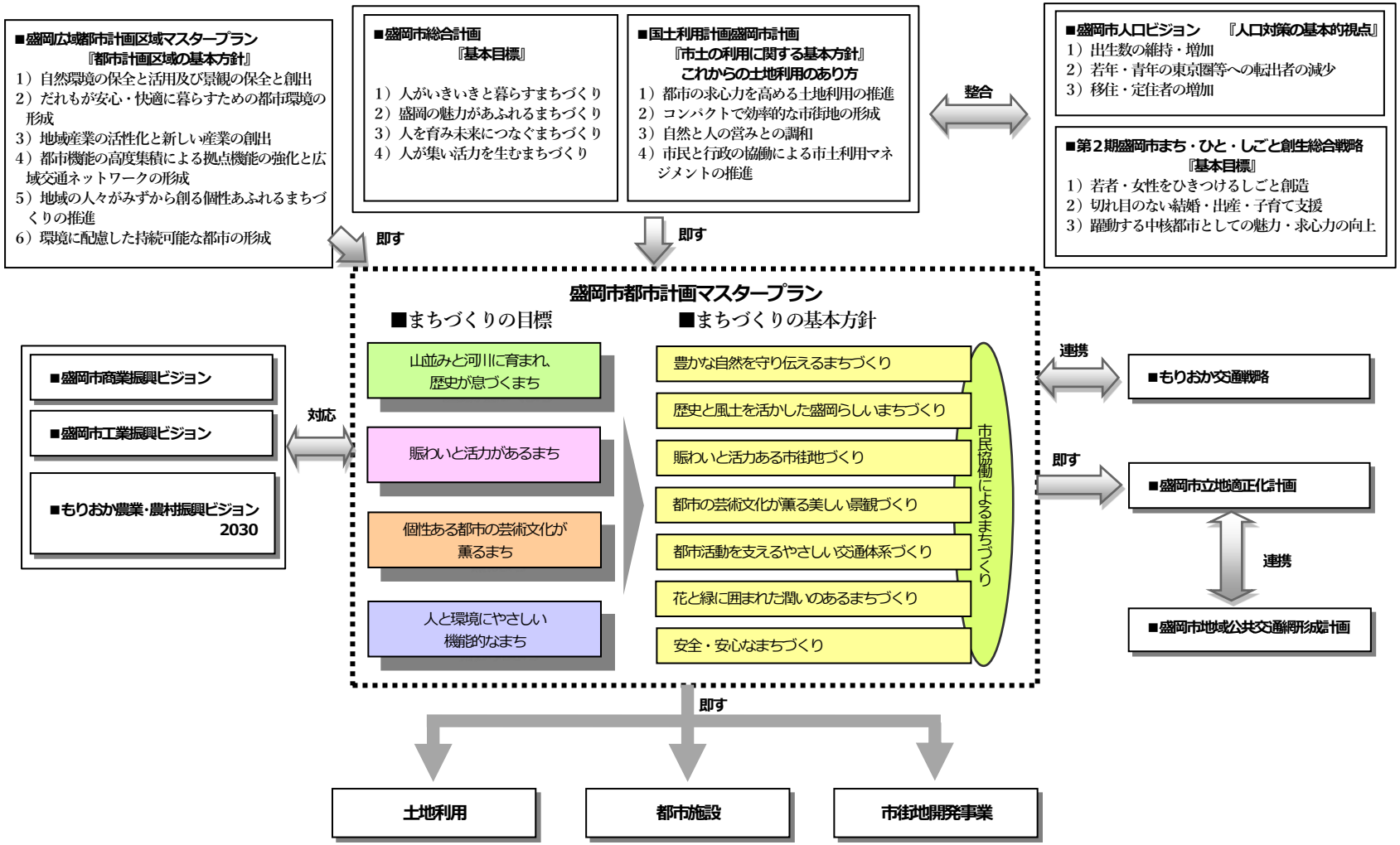

(2) 本計画の課題とまちづくりの方向性

本市の課題を踏まえ、本計画がめざすまちづくりの方向性を次のとおり整理します。

1. 市の現状と社会状況の変化

1）人口等
・平成 12（2000）年をピークに以降減少傾向、将来的にも減少が続く見込み
・高齢者人口、高齢化率が増加傾向（少子化、高齢化が進行）
・人口集中地区（DID）の人口及び面積は増加、人口密度は減少傾向
・平成 26（2014）年から市外への転出超過の傾向が続き、主に県外への転出が多い
2）産業
・就業者は第３次産業人口が 80%超
・農業：農家数は減少、耕作放棄地が増加
・林業：市域の約 73%が森林面積
・工業：事業所数・従業者数・製造品出荷額は近年横ばい
・商業：商店数、従業者数・年間商品販売額は盛岡南地区で増加し、中心市街地において減少傾向
3）土地利用
・農地、山林に若干の減少傾向が見られるが、土地利用の構成には大きな変化はない
・住宅総数は増加し、空き家数も増加傾向
・住宅地に転用できる可住地は約 14%残る
4）交通
・通勤通学での周辺市町との結びつきが強く、移動手段における自家用車の分担率が依然として高い
5）歴史と景観
・歴史や文化と調和した景観を形成する
・河川などの自然や山並みの眺望を景観の形成に活かす
6）都市施設
・都市計画道路の整備率は約６割（街路事業費は減少傾向）
・公園では P-PFI を取り入れ、公園の維持管理の負担を減らす持続的な取組が進む
・上水道の人口に対する普及率は約 98%
・公共下水道（汚水）の人口に対する普及率は約 90%
7）市街地整備
・盛岡駅西口、盛岡南新都市土地区画整理事業等により南方向へ連続した市街地を形成
・施行中の土地区画整理事業の早期完了及び未施行箇所での計画見直しが必要
・バスセンター整備事業や大規模商業施設跡地の再開発事業が期待されている
・岩手医科大学の移転、大規模商業施設の撤退等による未利用地の増加、内丸地区を中心とした官公庁建物の老朽化に伴う更新時期の到来
8）環境
・良好な自然環境や生活環境保全が必要
・脱炭素社会の実現に向けた対策の促進が必要
9）防災
・平成以降、自然災害が全国的に頻発し激甚化
・市の中心部が北上川等の洪水浸水想定区域に含まれる
10）関連計画
・盛岡市地域公共交通網計画（令和元（2019）年 11 月）
・盛岡市立地適正化計画（令和２（2020）年３月）
11）社会情勢の変化
・人口減少、少子化、高齢化が進行
・働き方改革の推進（テレワークの推進）
・新型感染症への対応（新型コロナウィルスの発生）
・情報化社会の推進（IoT 時代における ICT 化の推進）
・環境重視社会の推進（SDGs、グリーンインフラの取組）
・防災重視社会の推進（国土強靭化基本計画の策定、立地適正化計画における防災指針）

2. 住民アンケート調査からみる市民意見

盛岡市全体のまちづくりに関する取組について、以下の項目全てに対して約８割の回答が「重要」又は「どちらかというと重要」となった一方、「満足度」については、満足と感じる割合に差があり、満足度の低い項目は取組の改善が求められる。

3.まちづくりの課題

1）人口等
・地域特性に応じた居住環境の整備
・中核都市としての魅力・求心力の向上
2）産業
・産業振興により都市の活力の維持
・農地や森林の適切な維持
3）土地利用
・効率的な土地利用の推進
・水源地域の保全
4）交通
・都市機能を支える交通網の形成
・自家用車から自転車への転換の推進
5）歴史と景観
・歴史や文化などと調和した景観の形成
・河川などの自然や山並みの眺望の活用
6）都市施設
・道路整備事業の効果的な推進
・公園等の整備や維持管理の推進
・公共下水道整備事業の推進等
7）市街地整備
・土地区画整理事業の促進及び実施が見込めない地区における計画の見直し等
・中心市街地における再開発事業の促進
・住民主体で良好な住環境の形成
8）環境
・良好な自然環境・生活環境の保全
・脱炭素社会の実現に向けた対策の促進
9）防災
・ハード・ソフトの両面からの防災対策の推進

抽出

4.今回新たに検討するテーマ

1）市街化調整区域における土地利用のあり方
・市街化調整区域においては、農林業の担い手不足、農地の荒廃等が懸念されています。これらに対応するため、都市と郊外のバランスを取りながら農林業と地域の振興を図るための土地利用のあり方を検討する必要があります。

2）中心市街地のまちづくりの方向性
・都市機能の流出・低下、建物の老朽化及び商業の衰退等、都市の密度と機能の低下が懸念される状況において、盛岡駅西口、盛岡南新都市との機能分担と、中心市街地における都市機能の集積及び維持を図る必要があります。

3）防災に強い都市構造
・近年頻発し、激甚化する自然災害等をふまえ、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

取組を継続

計画に反映

5.まちづくりの理念・目標・基本方針等（改訂方針）

○まちづくりの基本理念【継続】

心を育む、歴史と風格のあるまち盛岡の形成
～市民協働によるまちづくり～

みどり、にぎわい、なつかしさ
－私のまち盛岡をみがこう！－

○まちづくりの目標【継続】

- 山並みと河川に育まれ、歴史が息づくまち
- 賑わいと活力があるまち
- 個性ある都市の芸術文化が薫るまち
- 人と環境にやさしい機能的なまち

○まちづくりの基本方針【継続】

新たな検討テーマの取組方針等について、基本方針及び整備方針へ反映する。
①豊かな自然を守り伝えるまちづくり
市街化調整区域の土地利用方針【都市整備の方針１に追加】
②歴史と風土を活かした盛岡らしいまちづくり
③賑わいと活力がある市街地づくり
中心市街地の再生【都市整備の方針３に追加】
④都市の芸術文化が薫る美しい景観づくり
⑤都市活動を支えるやさしい交通体系づくり
⑥花と緑に囲まれた潤いのあるまちづくり
⑦安全・安心なまちづくり
防災まちづくり【都市整備の方針７に追加】

関係団体等へのヒアリング

3．まちづくりの基本的な方針

(1) まちづくりの基本理念

「まちづくりの基本理念」は、これまで培ってきた盛岡らしい文化を守り、育み、開花させることをねらいとしています。そのためには、本市の財産である自然や歴史を次代に継承していくことが大切になると考えます。その上で都市の賑わいや活力を高めていくまちづくり、人や環境にやさしいまちづくりなどを市民協働により継続して行っていきます。

まちづくりの基本理念
心を育む、歴史と風格のあるまち盛岡の形成
～市民協働によるまちづくり～

また、まちづくりの基本理念を広く市民の方々に知っていただくためのキャッチフレーズは次のとおりです。

みどり、にぎわい、なつかしさ
－私のまち盛岡をみがこう！－

(2) まちづくりの目標

本計画では、私たちがめざすまちづくりの将来像としての「まちづくりの目標」を、次のとおり定めています。

- 山並みと河川に育まれ、歴史が息づくまち
- 賑わいと活力があるまち
- 個性ある都市の芸術文化が薫るまち
- 人と環境にやさしい機能的なまち

(3) まちづくりの基本方針

「まちづくりの目標」を実現するための考え方を、引き続き「まちづくりの基本方針」として、次の７つとし、市民協働のまちづくりを進めます。また、新たな検討テーマに対する取組を基本方針に反映します。

基本方針１ **豊かな自然を守り伝えるまちづくり**	東部及び西部の丘陵地や山林は豊かな自然環境を有しており、農林業の場であるとともに、私たちの生活を支える水源地域であることから、今後とも良好な環境を保全します。 また、市街地周辺に広がる農地や山林は、食糧など生産の場としての活用を図り、担い手の確保や都市との交流を図りながら、これらを守り伝えてきた地域のコミュニティを維持します。
基本方針２ **歴史と風土を生かした盛岡らしいまちづくり**	城下町としての風情を伝える建物やまちなみ、樹木や河川をまちづくりに生かすとともに、市街地から周辺の山並みの眺望を大切にしたまちづくりを進めます。 また、来訪者が盛岡の歴史と風土を感じとれるような魅力的なまちづくりを進めます。

基本方針３ **賑わいと活力がある市街地づくり**	東北の交流拠点としての優位性を生かし、コンベンション機能など多様化する新たな機能の受け皿として、交流を活発にするまちづくりを進めます。 県都そして盛岡広域都市圏の中心としての機能集積をさらに高め、コンパクトで健全な市街地を形成します。 中心市街地においては、歩行者中心のまちづくりを進めるとともに、低未利用な土地・建物の活用や更新を進め、魅力あるまちなかの再生を図ります。 また、広域交通の利便性など、立地特性に応じた土地利用を図り、工業等の振興と雇用の創出に資するまちづくりを進めます。 さらに、地域における人々の繋がりを大切にするよう、コミュニティに配慮したまちづくりを進め、賑わいと活力ある市街地をつくります。
基本方針４ **都市の芸術文化が薫る美しい景観づくり**	多くの先人たちによって創造されてきた芸術文化をまちづくりに生かしながら、次世代に継承する美しい景観づくりを進めます。
基本方針５ **都市活動を支える やさしい交通体系づくり**	都市活動を支える交通は、目的や場所、時間などに応じて適切な交通手段で移動できるよう、広域的な交通網を確保しながら、市街地を中心に公共交通を利用しやすくするとともに、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる交通環境を確保し、自動車に過度に依存しない「ひと・まち・環境にやさしい」交通体系をつくります。
基本方針６ **花と緑に囲まれた潤いのあるまちづくり**	市街地の周辺の丘陵地や農地、公園や河川は、都市空間に四季の自然や潤いを与えてくれることから、身近に花や緑を感じられる場として大切にするとともに、これらをまちづくりの中で生かすため、水と緑のネットワークを形成します。
基本方針７ **安全・安心なまちづくり**	脱炭素社会の実現に向けた二酸化炭素排出抑制や、地震や風水害等の自然災害のリスクを回避・低減、防犯やユニバーサルデザインなど、ＳＤＧｓに基づいた取組を推進することにより、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

(4) 将来都市構造

「まちづくりの目標」や「まちづくりの基本方針」を踏まえ、将来にわたる土地利用や交通、水と緑などの考え方を、「将来都市構造」として位置付けます。

本市における将来都市構造の組み立て

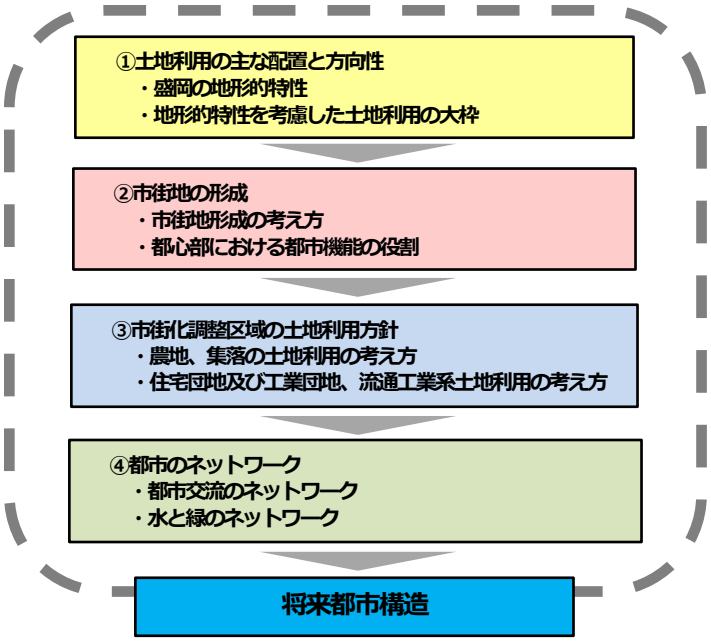

「土地利用の主な配置と方向性」、「市街地の形成」、「市街化調整区域の土地利用方針」、「都市のネットワーク」で整理した将来の都市構造図は、次のとおりです。

本市の将来都市構造図

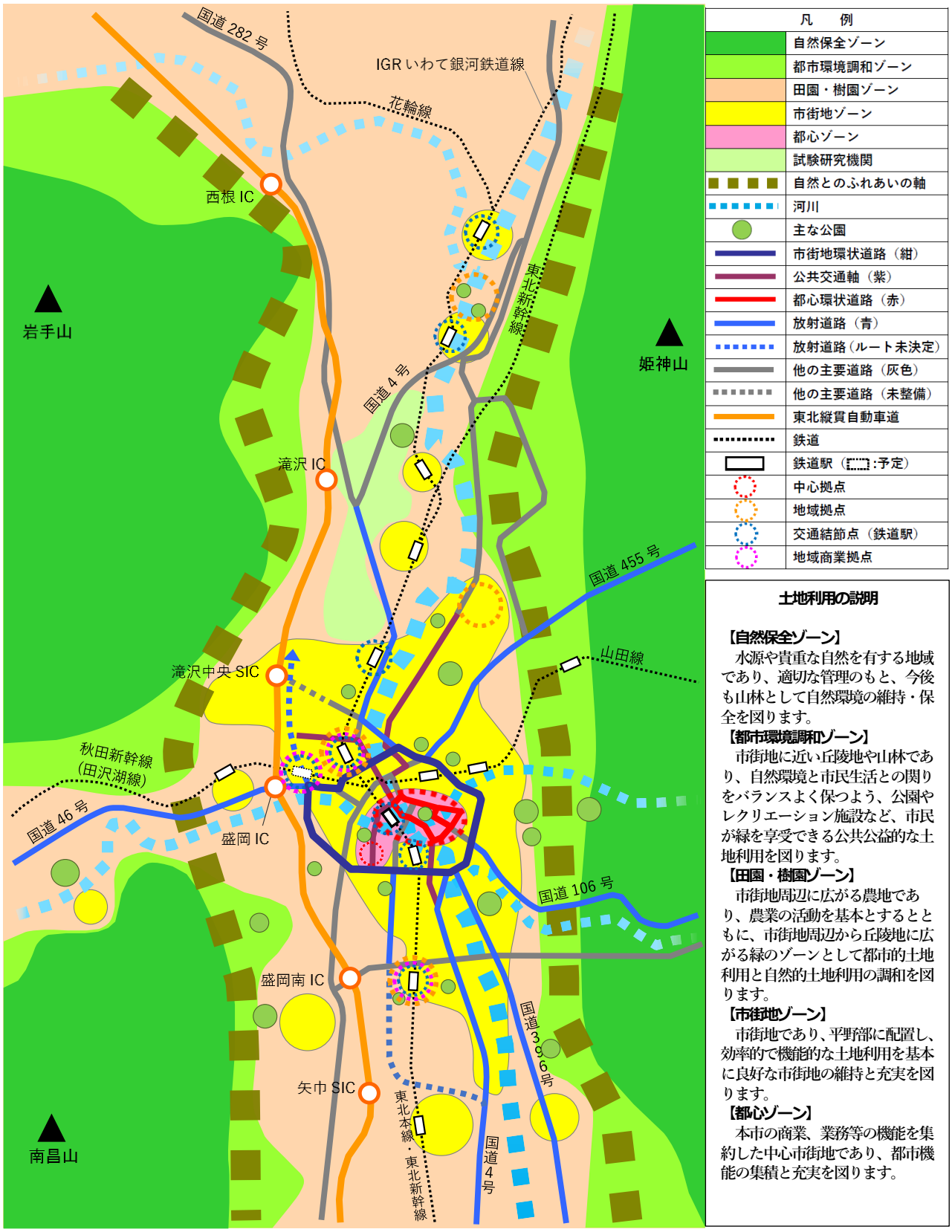

土地利用の説明

【自然保全ゾーン】
水源や貴重な自然を有する地域であり、適切な管理のもと、今後も山林として自然環境の維持・保全を図ります。

【都市環境調和ゾーン】
市街地に近い丘陵地や山林であり、自然環境と市民生活との関りをバランスよく保つよう、公園やレクリエーション施設など、市民が緑を享受できる公共公益的な土地利用を図ります。

【田園・樹園ゾーン】
市街地周辺に広がる農地であり、農業の活動を基本とするとともに、市街地周辺から丘陵地に広がる緑のゾーンとして都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図ります。

【市街地ゾーン】
市街地であり、平野部に配置し、効率的で機能的な土地利用を基本に良好な市街地の維持と充実を図ります。

【都心ゾーン】
本市の商業、業務等の機能を集約した中心市街地であり、都市機能の集積と充実を図ります。

(5) 都市整備の方針

都市整備の方針は、まちづくりの基本方針を受け、まちづくりの目標を達成するために必要な都市整備の取組を示したものであり、次のとおりです。

まちづくりの目標を達成するためには、まちづくりの基本方針ごとに、土地利用、交通体系、都市施設、都市景観、自然環境などの各分野における一致協力した取組が必要です。

方針１：豊かな自然を守り伝えるために

①これからも周囲の山々や丘陵地の自然環境を保全します。
②市街地に近接する緑地を都市との交流の中で活用します。
③山林や農地の保全、既存集落の活性化を図ります。

方針２：歴史と風土を生かした盛岡らしいまちをつくるために

①市街地からみた山並みの眺望を確保します。
②歴史的景観と調和したまちなみを誘導します。
③河川空間の魅力を向上させるとともに、河川と調和した建築物の誘導を図ります。

方針３：賑わいと活力がある市街地をつくるために

①都市圏の市街地の低密な拡大を抑制し、コンパクトな市街地を形成します。
②住環境やコミュニティに配慮した市街地の形成を図ります。
③既存の市街地の活性化を図り、効率的な土地利用を図ります。
④都市に必要な機能の確保と効率性を高めます。
⑤中心市街地の再生と魅力向上を図ります。

方針４：都市の芸術文化が薫る美しい景観をつくるために

①それぞれの地域の個性を大切にした景観の形成を図ります。
②新たな市街地にも魅力あるまちなみをつくります。

方針５：都市活動を支えるやさしい交通体系をつくるために

①都市間の交流や、人や物の移動を支える交通網の整備を図ります。
②環境への影響を考え、通勤・通学や買い物などの交通は、公共交通や自転車を利用しやすくします。
③より効果的・効率的な道路整備を進めていきます。

方針６：花と緑に囲まれた潤いのあるまちをつくるために

①市街地に近接した緑を守ります。
②市街地の中において、身近な緑を増やします。
③清流を守り、より親しみやすい川になるよう工夫をします。
④四季を感じられるまちづくりを進めます。

方針７：安全・安心なまちをつくるために

①地震・火災・水害等に強いまちをつくります。
②誰もが利用しやすい施設をつくります。
③犯罪が起こらない明るく暮らせる環境をつくります。
④脱炭素社会の実現にむけた二酸化炭素排出抑制の取組を推進します。

４．市民協働によるまちづくり

(1) 市民協働による、まちづくりの考え方

市民協働のまちづくりは、次のような考え方を基本に進めます。

①行政と市民がお互いに支え合う
　まちづくりは、行政、市民という垣根をなくして進めていくことが大切ですが、実際のまちづくりにおいてはそれぞれの立場もあります。このため、お互いの役割を踏まえ、それぞれが支え合いながら、まちづくりを進めていくことが必要です。
②多様な主体による地域づくりの実現
　地域社会では、市民を始め、町内会・自治会等の地縁組織、コミュニティ推進地区等の地域の組織に加え、事業者、ＮＰＯなど、様々な主体が互いに関わりあいながらコミュニティが形成されています。この計画では、町内会・自治会等の活動の充実・活性化を図るとともに、これらの枠を超えて多様な主体によって構成される組織が行う、地域の特色に応じた自主的な地域づくりの実現を目指します。

市民協働の概念

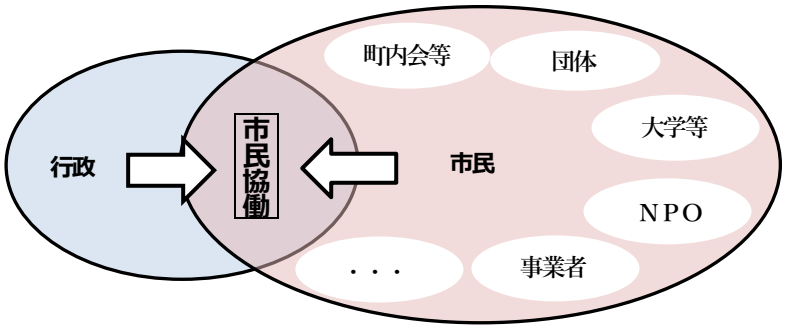

(2) まちづくりの進め方と目標

第１段階：情報の共有化とまちづくりへの市民参加
- 市民等と行政が情報を共有し、共通の認識をつくる。
- 市民等の関心を高めるとともに、活動に参加するように促す。

第２段階：まちづくりの体制と協働のルールづくり
- まちづくりの体制をつくる
- 協働の場をつくる
- まちづくり支援制度の普及や情報提供に努める。
- 市民協働のルールをつくる。（盛岡ルール）

第３段階：まちづくりの目標設定と検証、さらなる改善へ
- 協働により「まちづくりの目標」を設定する。
- 目標をめざして「まちづくり活動を実践」する。
- 目標の「達成度を検証」する。
- 検証結果を活動に反映し「改善」する。（反復）

(3) まちづくり活動の実践

「自分たちの住む地域は自分たちの手で」といった、市民が主体となったまちづくり活動が複数の町内会等において行なわれるようになってきています。

市民が自ら住みよい環境を目指し、まちづくりアンケート、現地調査、勉強会の実施、情報紙の発行、通学路などの安全点検や伝統文化の伝承に取り組むなど、まちづくり活動を通じて、住みよい環境と地域のコミュニティの向上が図られてきています。

本市では、市民協働によるまちづくりを進めるため、事業者、ＮＰＯなどと行政が連携しながら、専門家（まちづくりアドバイザー）を派遣するなど、市民による自主的なまちづくりを支援しています。

第２章　地域別構想

１．地域別構想について

地域別構想は、全体構想を受けて、主に市街地における地域の特色あるまちづくりを進めるための基本的な考え方を示します。地域別構想は、当初の全体構想の策定後、地域別のワークショップ参加者の意見などをもとに充実させてきましたが、今回、新たに、地域の最新のデータによる現状把握や、地域の市立中学校２学年の生徒を対象としたアンケート調査、地域の町内会・自治会等を対象とした書面によるヒアリングなどを行い、その結果を踏まえて見直しを行っています。次ページ以降には、各地域の「まちづくりの目標と基本方針」、「まちづくりの方針マップ」を掲載しています。

２．地域区分

地域区分は、コミュニティや土地利用状況等を考慮して、15 地域としています。

地域区分図

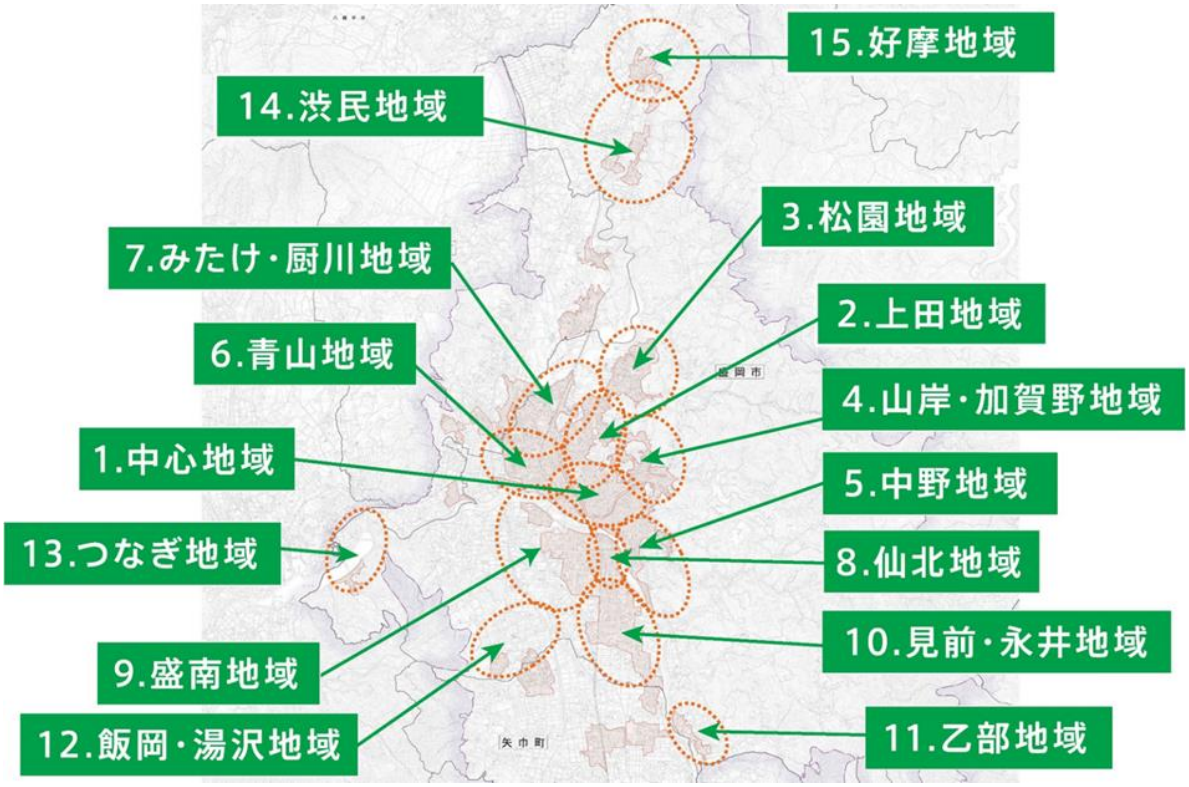

方針図の凡例

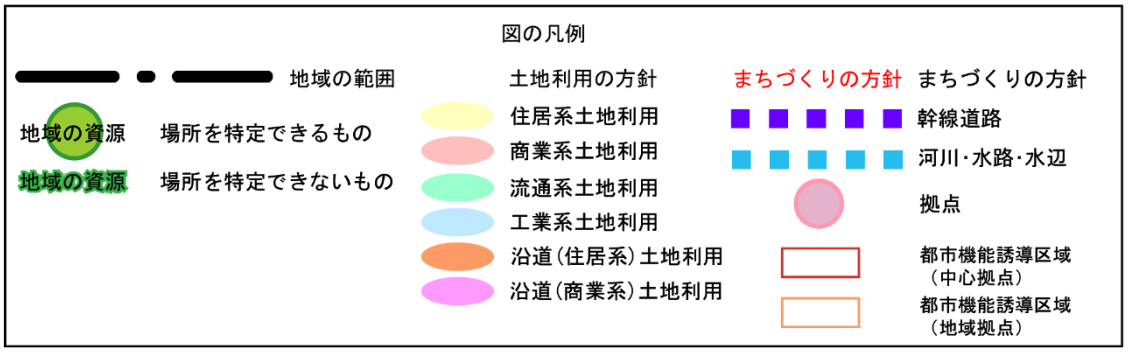

3．地域別構想

(1) 中心地域

目　　標	『都市の趣(おもむき)を大切にした元気で心豊かなまちづくり』 *～ 水と歴史が育み 人情と活気あふれる 中心地域 ～*

基本方針	ⅰ）人にやさしく元気なまちづくり ⅱ）みんなで気づき、守り育てる盛岡の景観 ⅲ）さあ始めよう！　身近なところのまちづくり

まちづくりの方針マップ

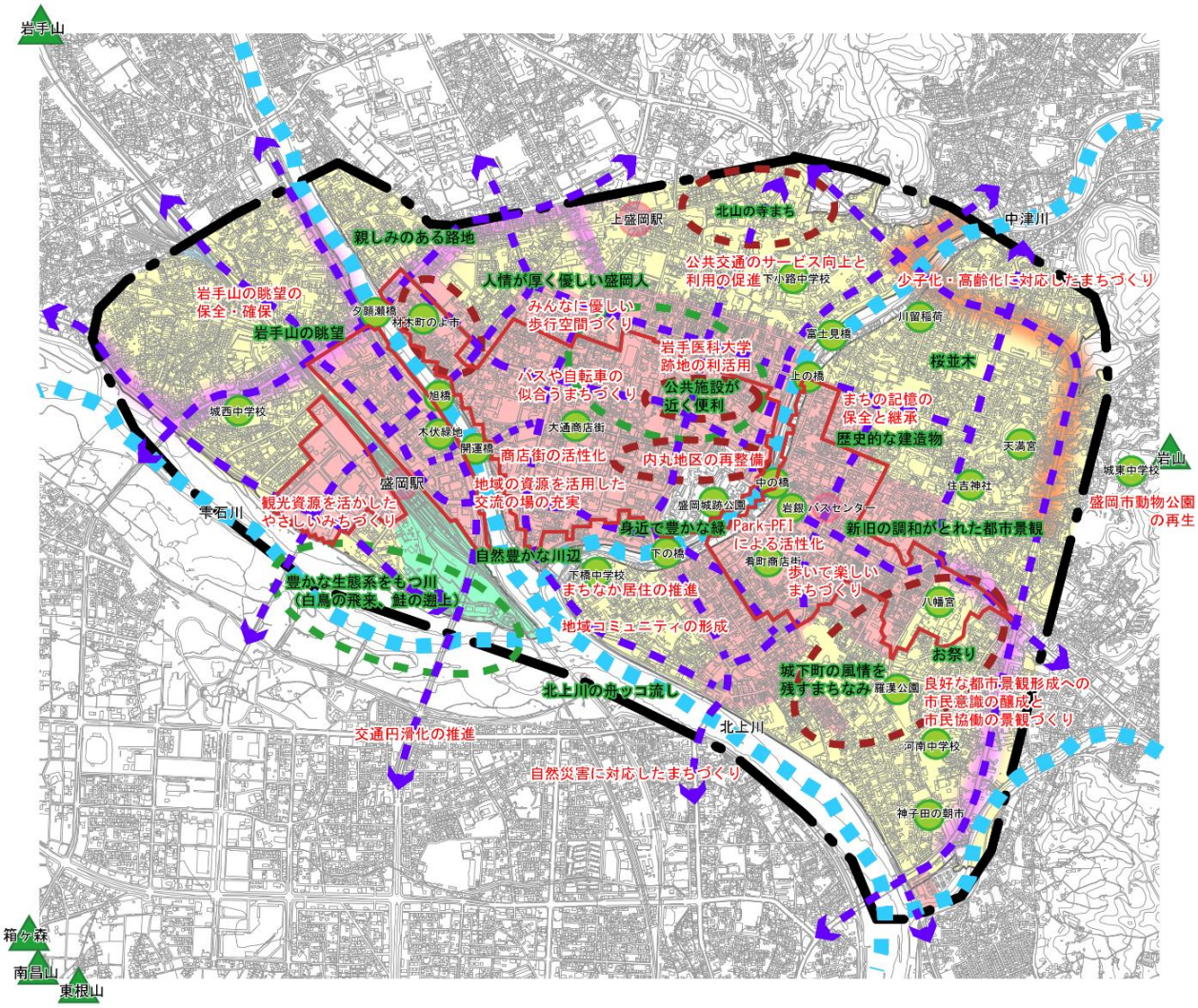

(2) 上田地域

目　　標	『歴史、緑、教育、人と街、みんなでつくろう住みよい上田』

基本方針	ⅰ）上田の魅力を活かしたまちづくり ⅱ）知恵と工夫をこらしながら住みよい環境をつくる ⅲ）活動の輪を広げ、みんなが一体となってまちをつくる

まちづくりの方針マップ

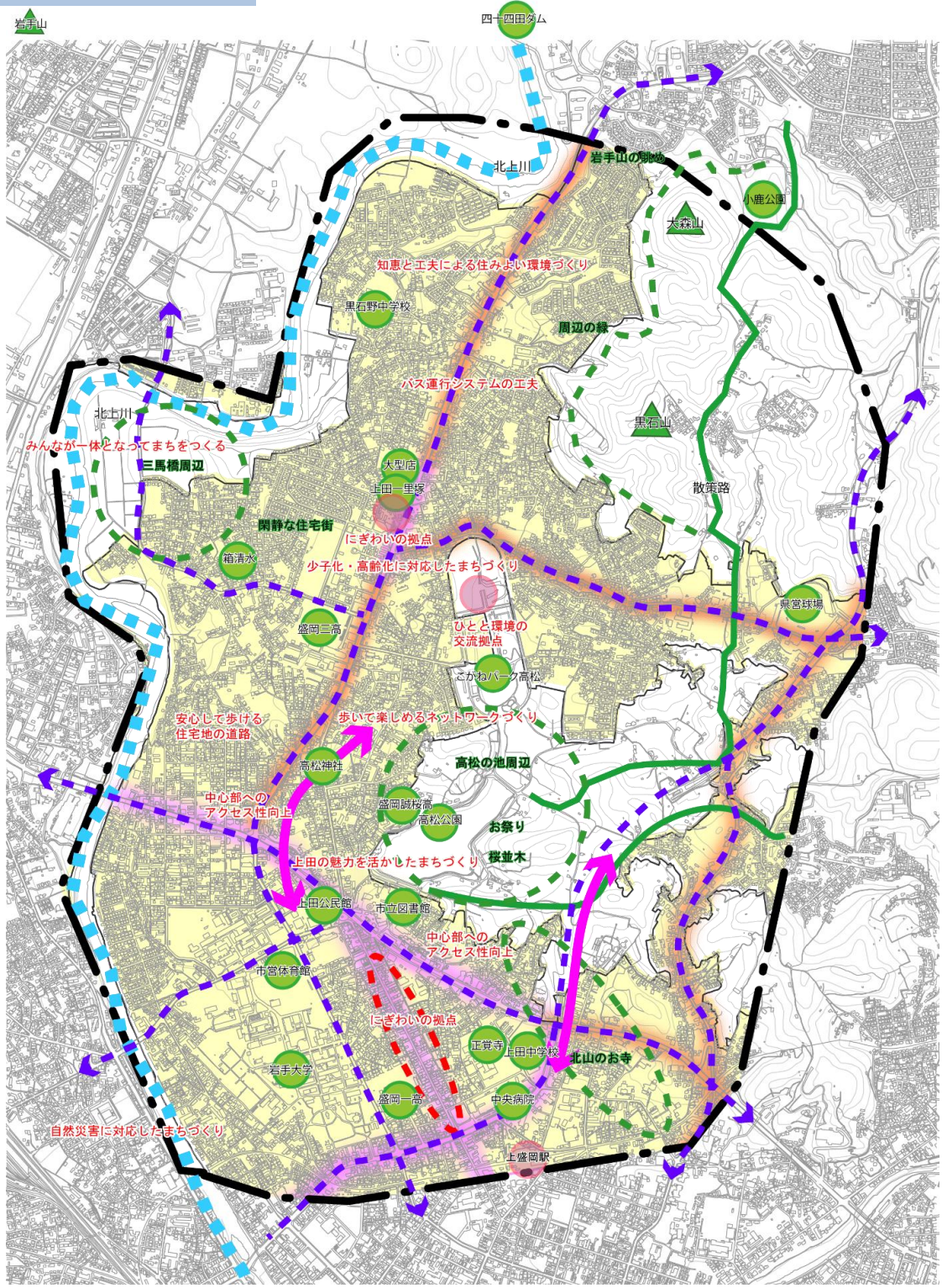

(3) 松園地域

目　　標	『ふれあいと支え合いのコミュニティある快適なまち』

基本方針	ⅰ）子どもたちの声が聞こえ高齢者にやさしいまちづくり ⅱ）日常の暮らしが便利で快適な住宅地づくり ⅲ）自然と共生した美しい景観をもつまちづくり

まちづくりの方針マップ

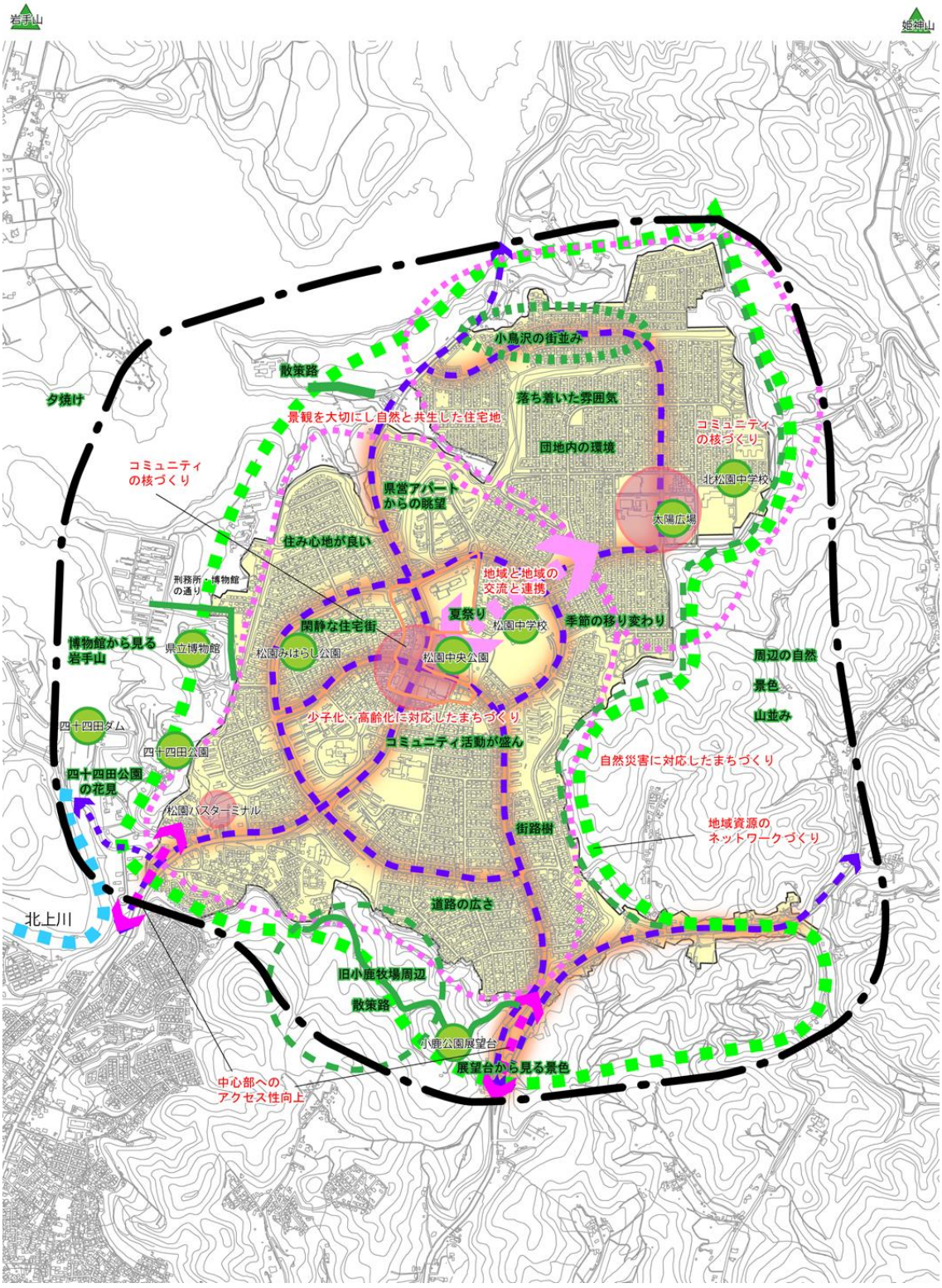

(4) 山岸・加賀野地域

目　　標	『みんなでつくろう！自然に親しみ、人とふれあう、歩いて楽しいまち』

基本方針	ⅰ）中津川やみどりの丘に抱かれた美しいまちづくり ⅱ）人にやさしい道づくりと暮らしを支えるまちづくり ⅲ）子どもからお年寄りまでみんなの心が通いあうまちづくり

まちづくりの方針マップ

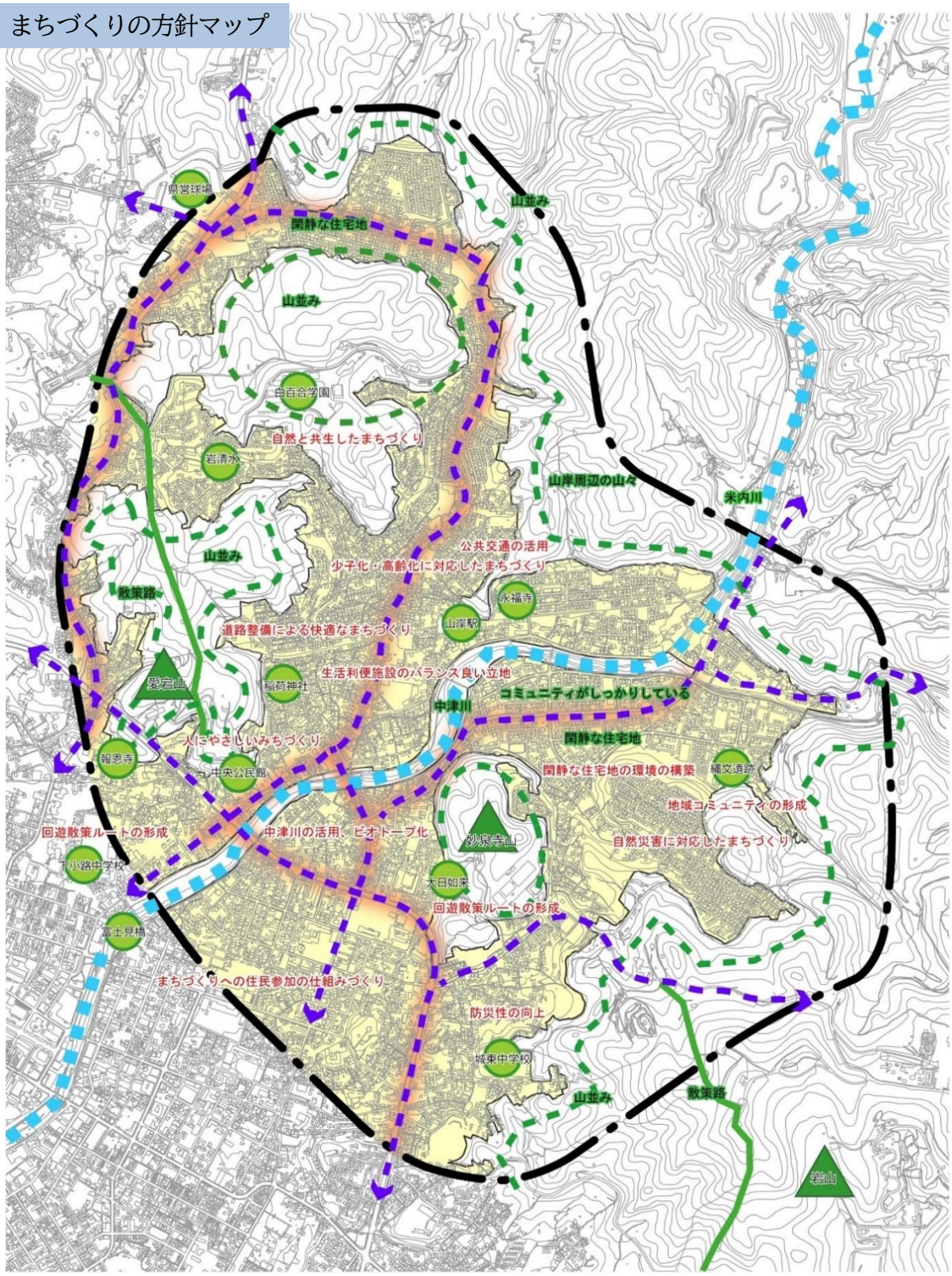

(5) 中野地域

目　　標	『恵まれた自然を愛する、癒しと福祉の里づくり』

基本方針	ⅰ）豊かな自然景観を地域のシンボルとした癒しの里づくり ⅱ）安心安全で快適な生活環境をめざすまちづくり ⅲ）住民のふれあいを大切にする福祉の里づくり

まちづくりの方針マップ

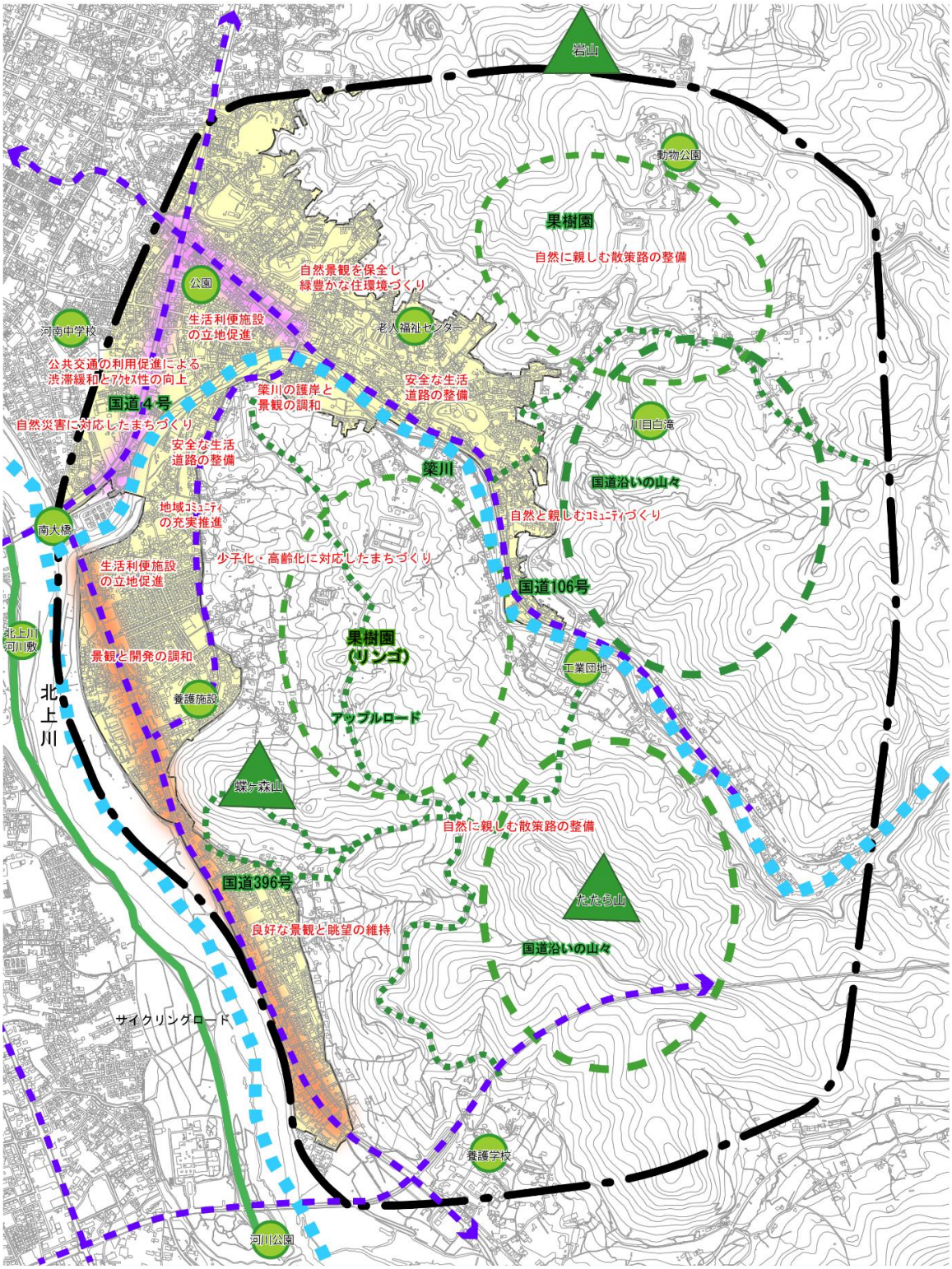

(6) 青山地域

目　　標	『ふるさとの懐かしさが感じられる賑わいのあるまちづくり』

基本方針	ⅰ）次の世代につなぎたい快適な住環境づくり ⅱ）活気とふれあいのあるコミュニティづくり ⅲ）安全安心で使いやすい交通施設の充実

まちづくりの方針マップ

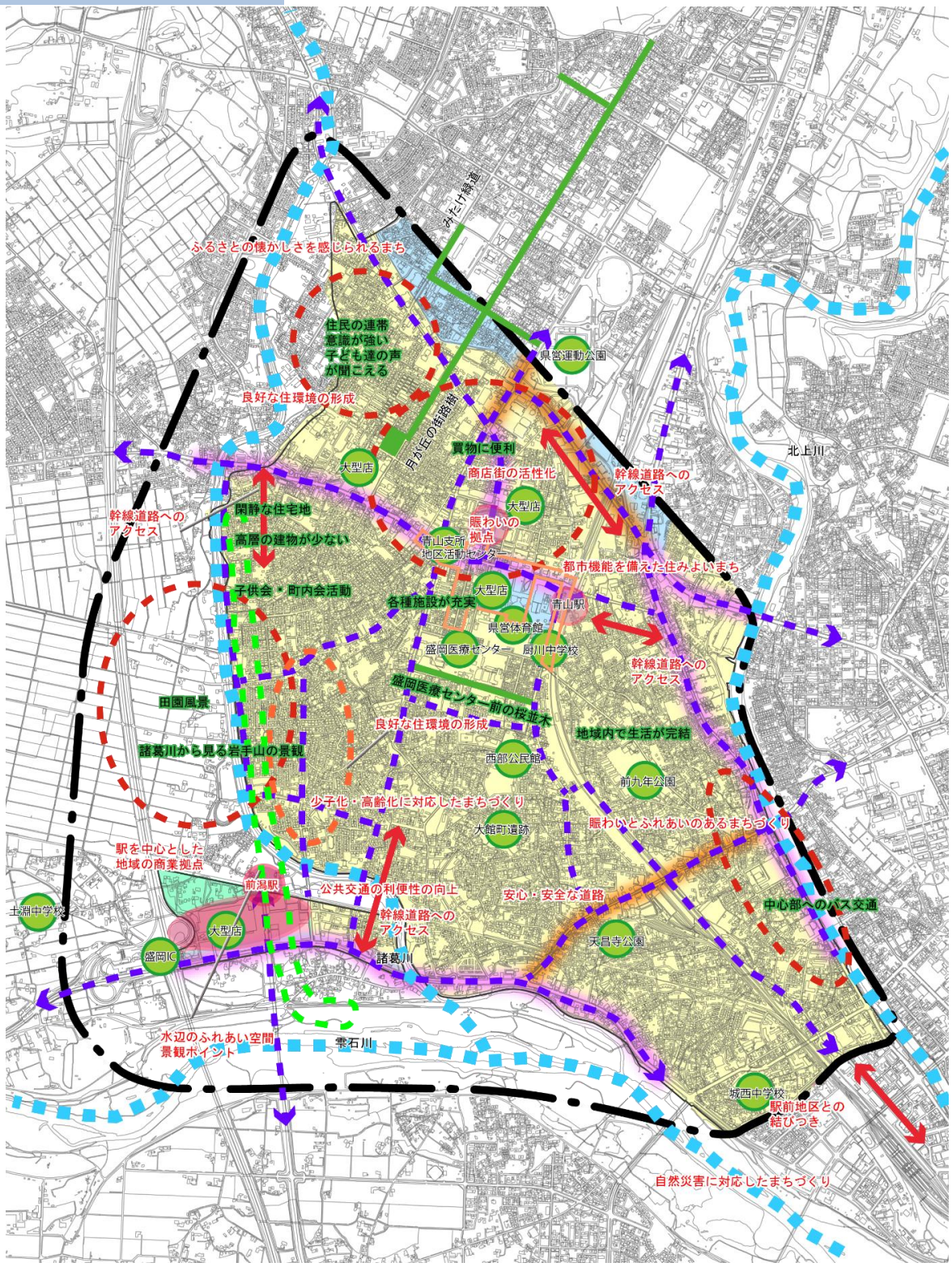

(7) みたけ・厨川地域

目　　標	『守ろう緑と景観、交流・協力・活用の輪でつくるまちづくり』

基本方針	ⅰ）豊かな自然とみんなで守る景観、安心・安全なまちづくり ⅱ）商・工・住のバランスのとれたまちづくりと交通ネットワークの形成 ⅲ）地域の交流・協力でつくる地域連携の輪の形成

まちづくりの方針マップ

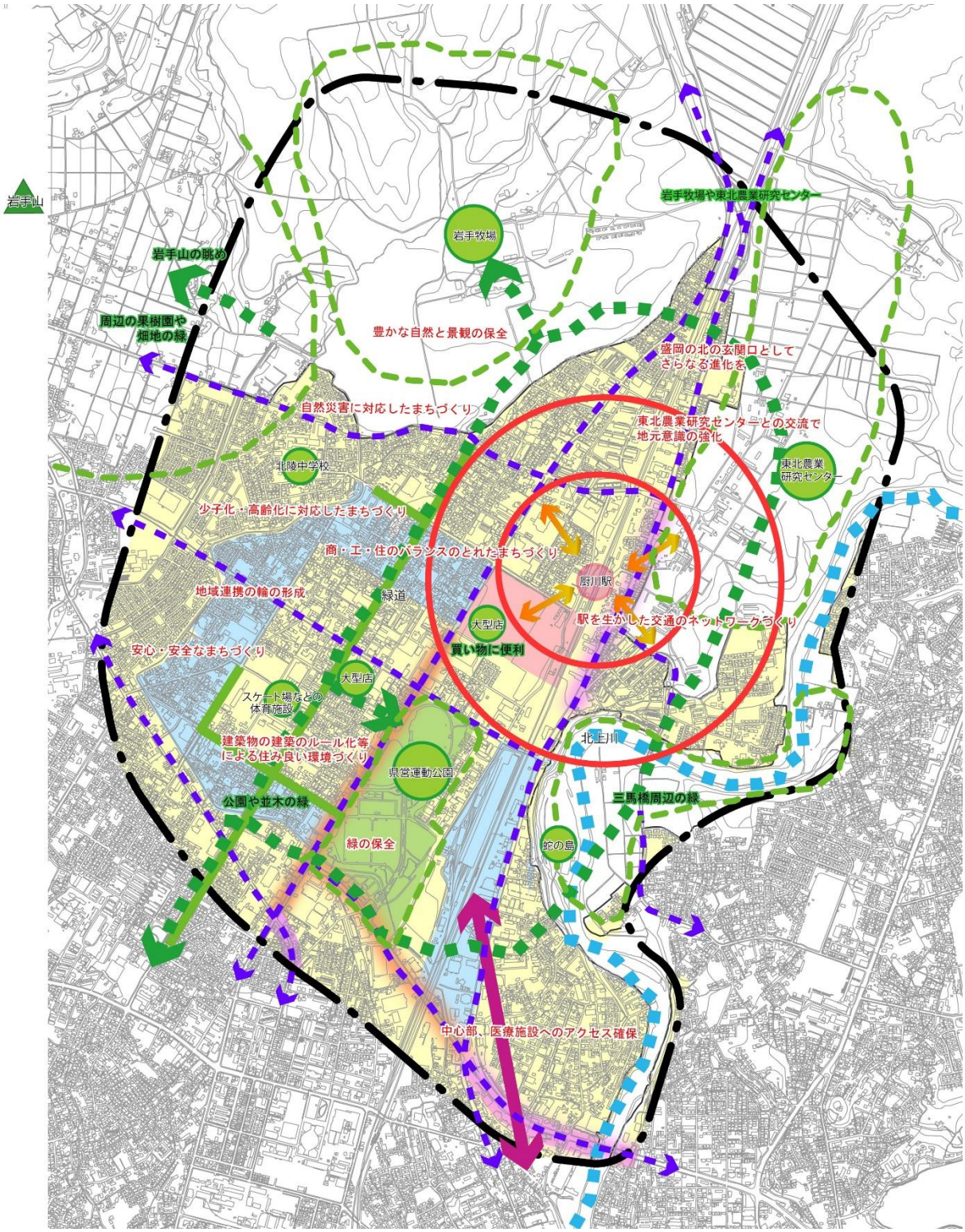

(8) 仙北地域

目　　標	『仙北気質（かたぎ）の交流・支え合いで高める地域の力　安全・安心の水辺のまち仙北』

基本方針	ⅰ）歴史と伝統でつくるまちづくり ⅱ）北上川の水辺と岩手山の景観でつくるまちづくり ⅲ）交流ふれあいによる商店街活性化と安全なまちづくり ⅳ）福祉で安心なまちづくり

まちづくりの方針マップ

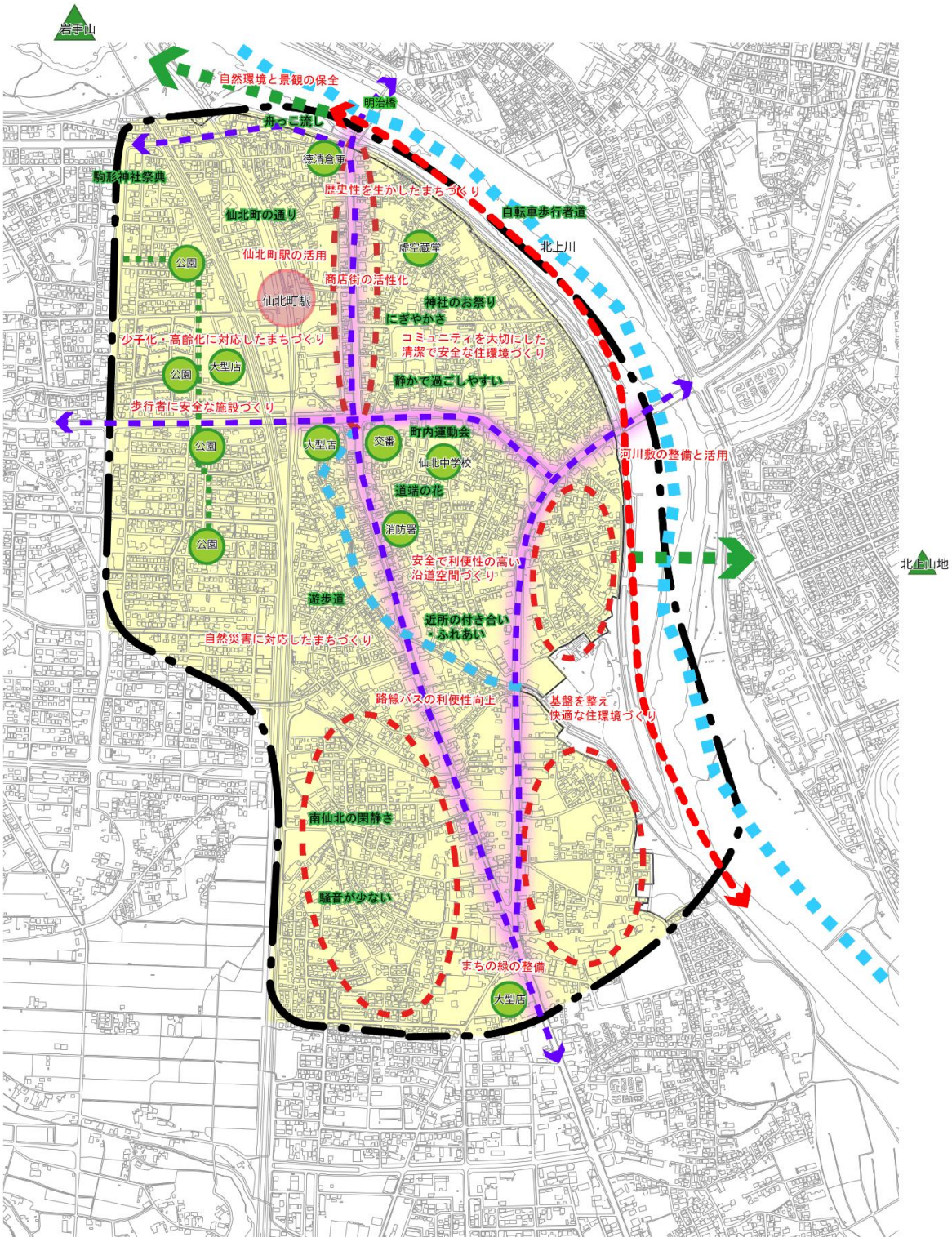

(9) 盛南地域

目　　標	『盛岡の新都市にふさわしいゆとりとうるおいのある魅力的なまち』

基本方針	ⅰ）新たな活力を生み出す新都心づくり ⅱ）ゆとりある魅力的なまちづくり ⅲ）緑あふれる周辺環境と調和したうるおいのあるまちづくり

まちづくりの方針マップ

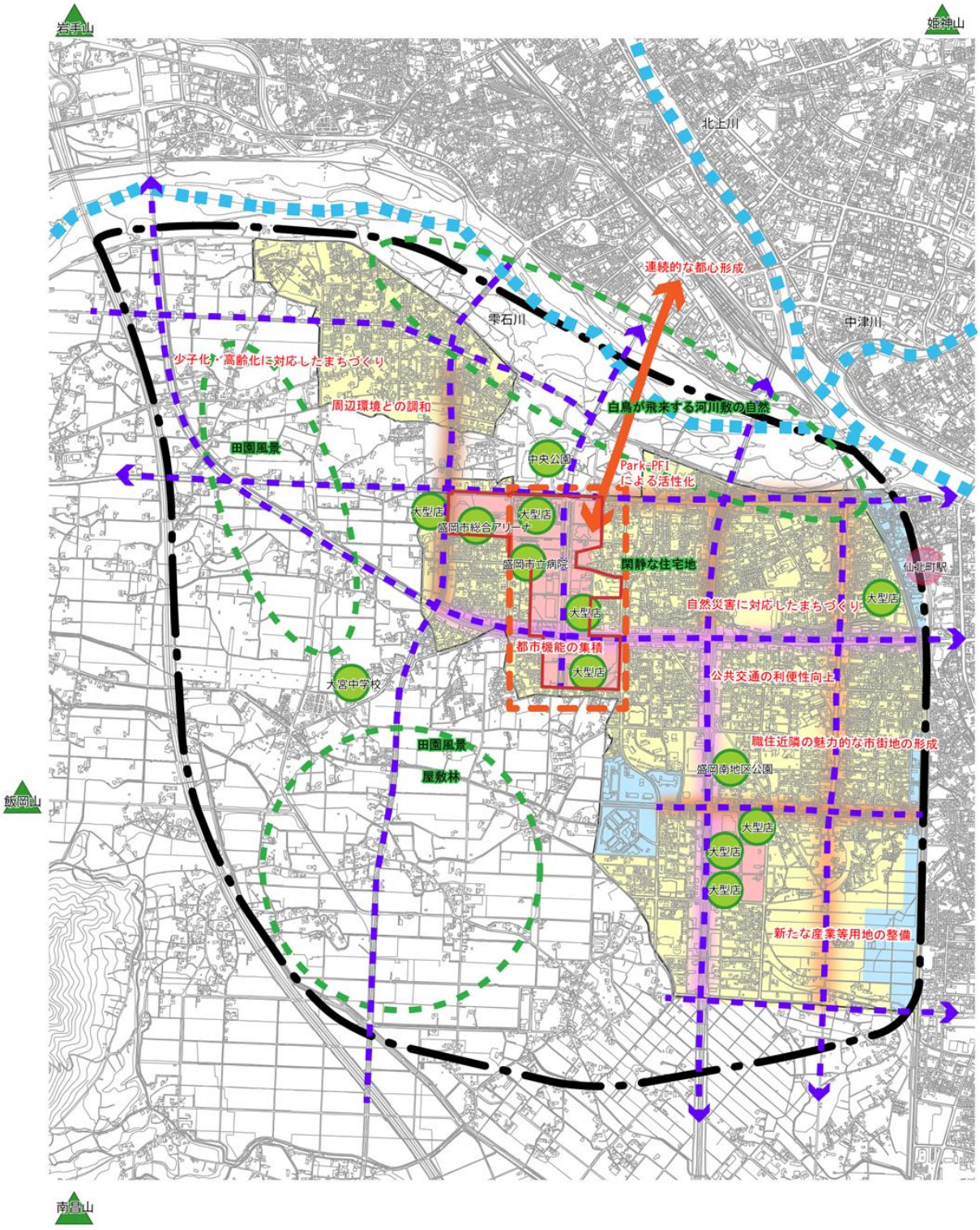

(10) 見前・永井地域

目　　標	『静けさと活気、癒しと安らぎの中で新しいコミュニティを形成していくまち』

基本方針	ⅰ）地域の拠点、賑わいの中心整備による見前・永井地域の活気づくり ⅱ）静けさと安らぎにつつまれた住みよい環境づくり ⅲ）活気と安らぎを支える新しいコミュニティづくり

まちづくりの方針マップ

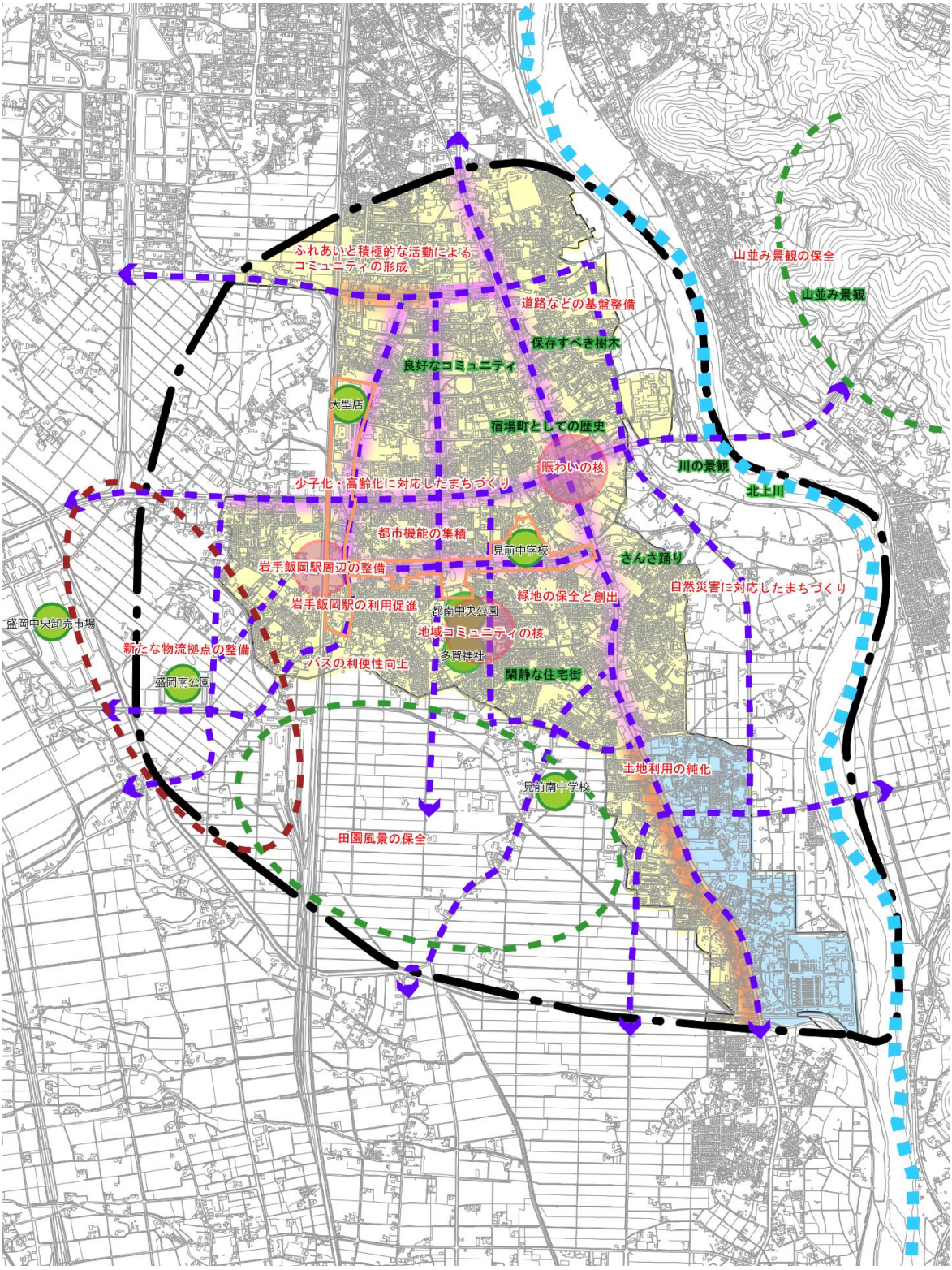

(11) 乙部地域

目　　標	『自然と生活の豊かさが調和したやすらぎの郷』

基本方針	ⅰ）自然環境と利便性が調和したまちづくり ⅱ）周辺地域の核となるまちづくり ⅲ）コミュニティを育て安心して暮らせるまちづくり

まちづくりの方針マップ

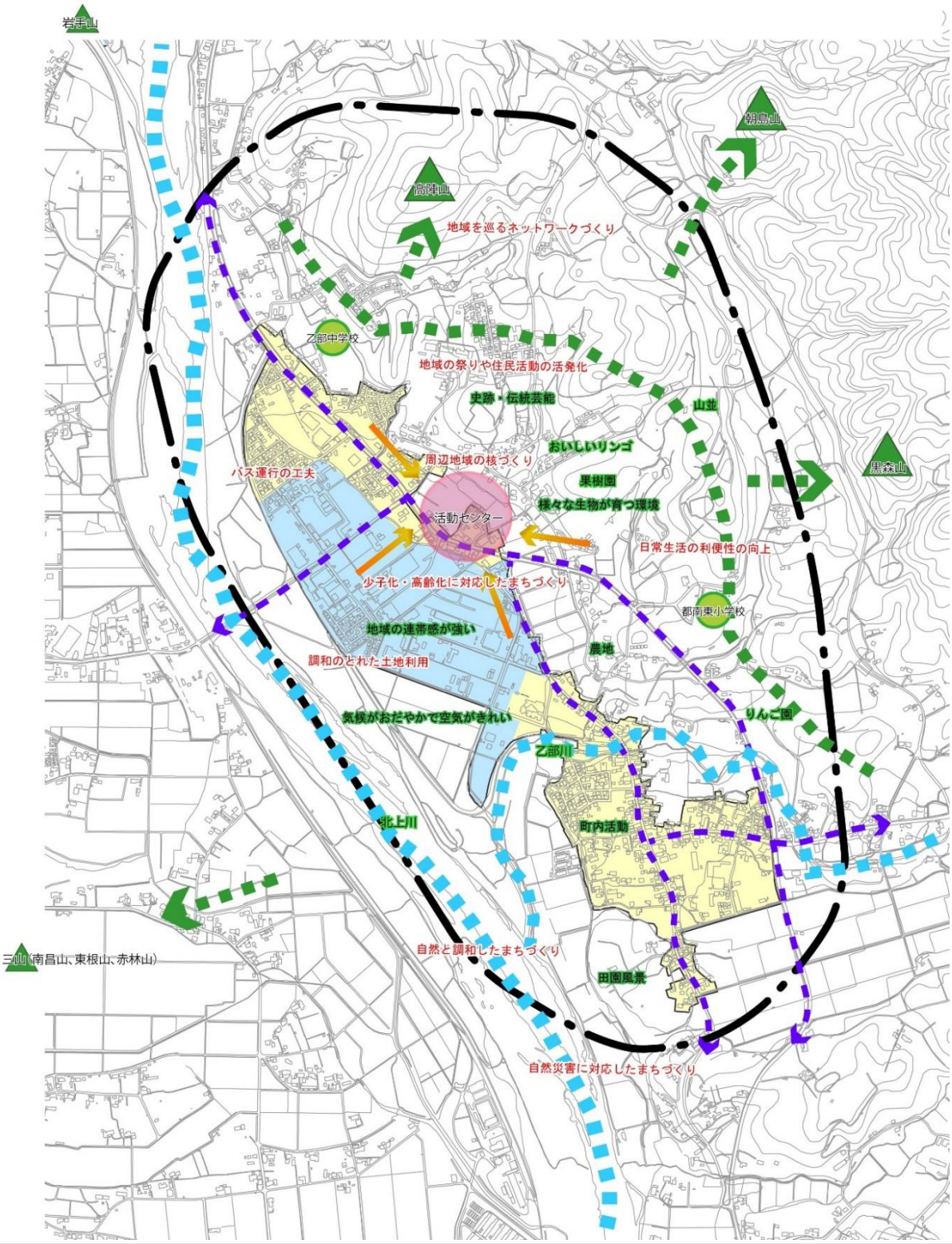

(12) 飯岡・湯沢地域

目　　標	『広がる田園・交流の輪・活気ある流通業務　みんな元気で楽しく暮らせるまち』

基本方針	ⅰ）緑豊かな自然と田園地域の良さを生かしたまちづくり ⅱ）住民が安心して暮らせる便利で快適なまちづくり ⅲ）連携と交流の輪を広げるみんなのまちづくり

まちづくりの方針マップ

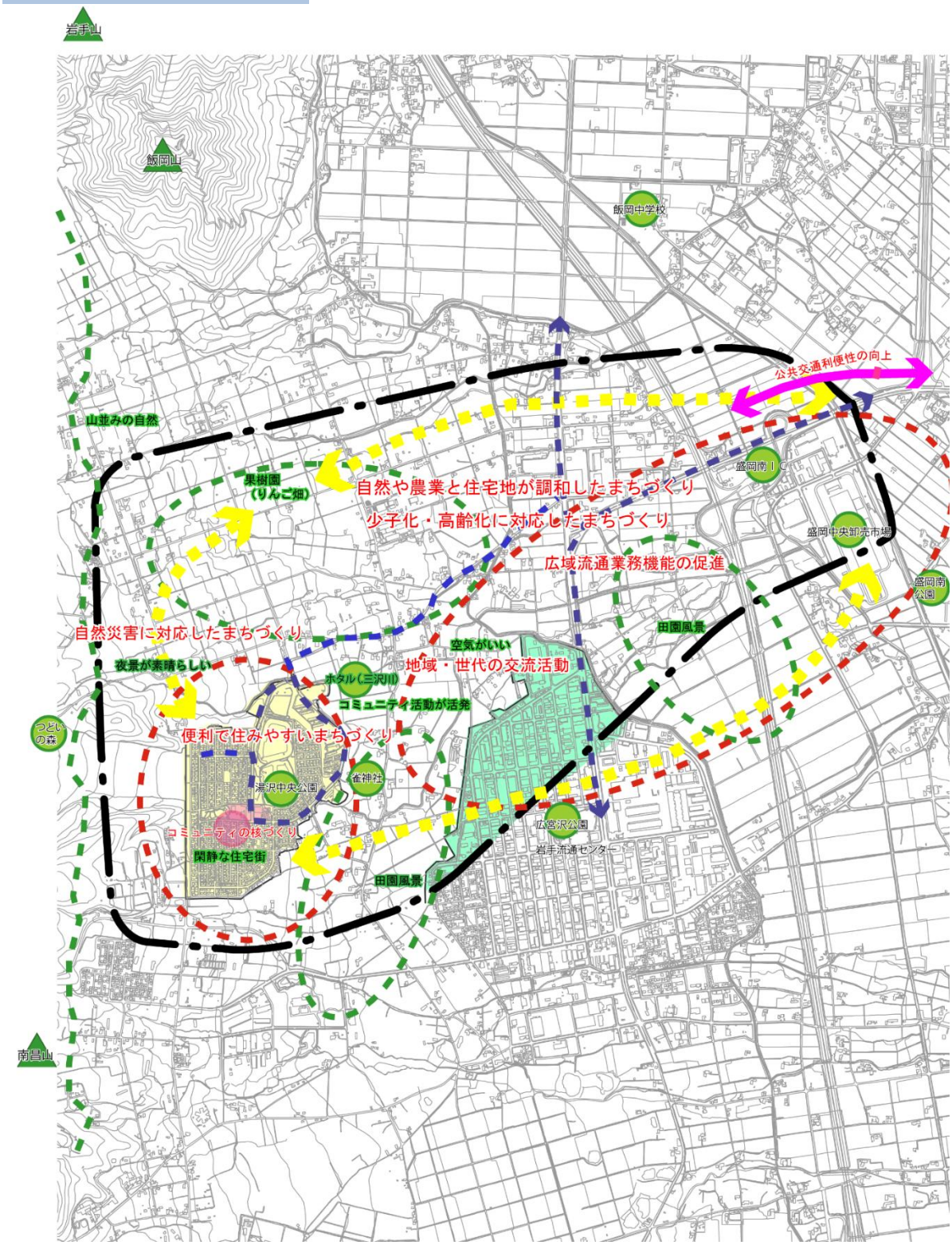

(13) つなぎ地域

目　　標	『湯・湖（みず）・花・みどり・スポーツ　みんなで **つなぐ**　温（あった）かなまち』

基本方針	ⅰ）温かい湯のまちの活性化 ⅱ）みんなにやさしい温かいまち

まちづくりの方針マップ

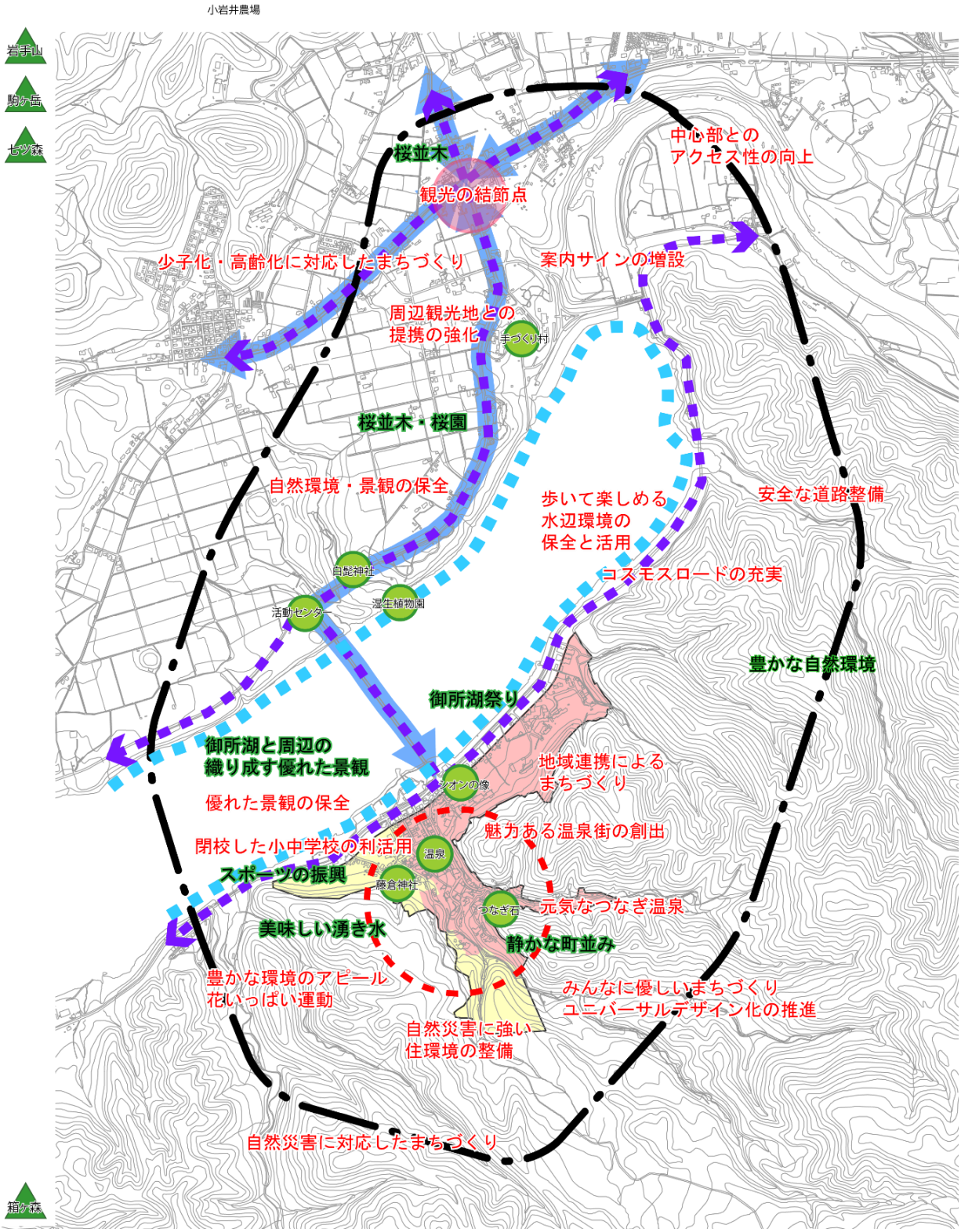

(14) 渋民地域

目　　標	『詩情あふれる自然と詩人・歌人のつどう啄木の故郷』

基本方針	ⅰ）啄木の故郷として地域資産を活かした詩歌と観光のまちづくり ⅱ）豊かな自然と地域の特性を活かした人々が集うまちづくり ⅲ）誰にでも優しく、安心して暮らせるまちづくり

まちづくりの方針マップ

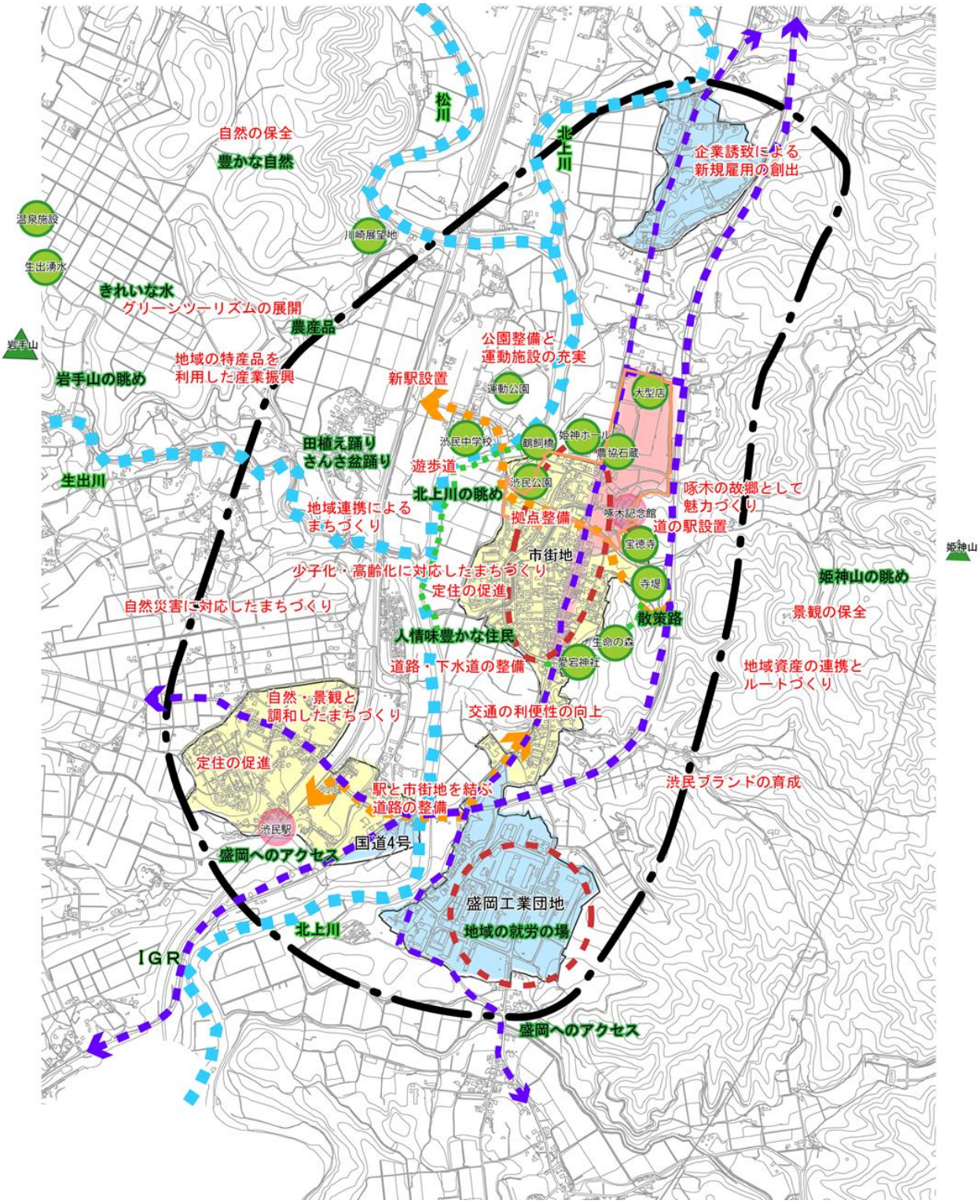

(15) 好摩地域

目　　標	『懐かしくも新しい独自の生活文化の薫るまち好摩』

基本方針	ⅰ）好摩駅を中心とした商店街地区の利便性の向上と、地場産品の活用によるにぎわいあるまちづくり ⅱ）地域資産を連携し、身近な自然や景観の保全による誇れるまちづくり ⅲ）世代間交流や結のコミュニティによる安心して暮らせるまちづくり

まちづくりの方針マップ

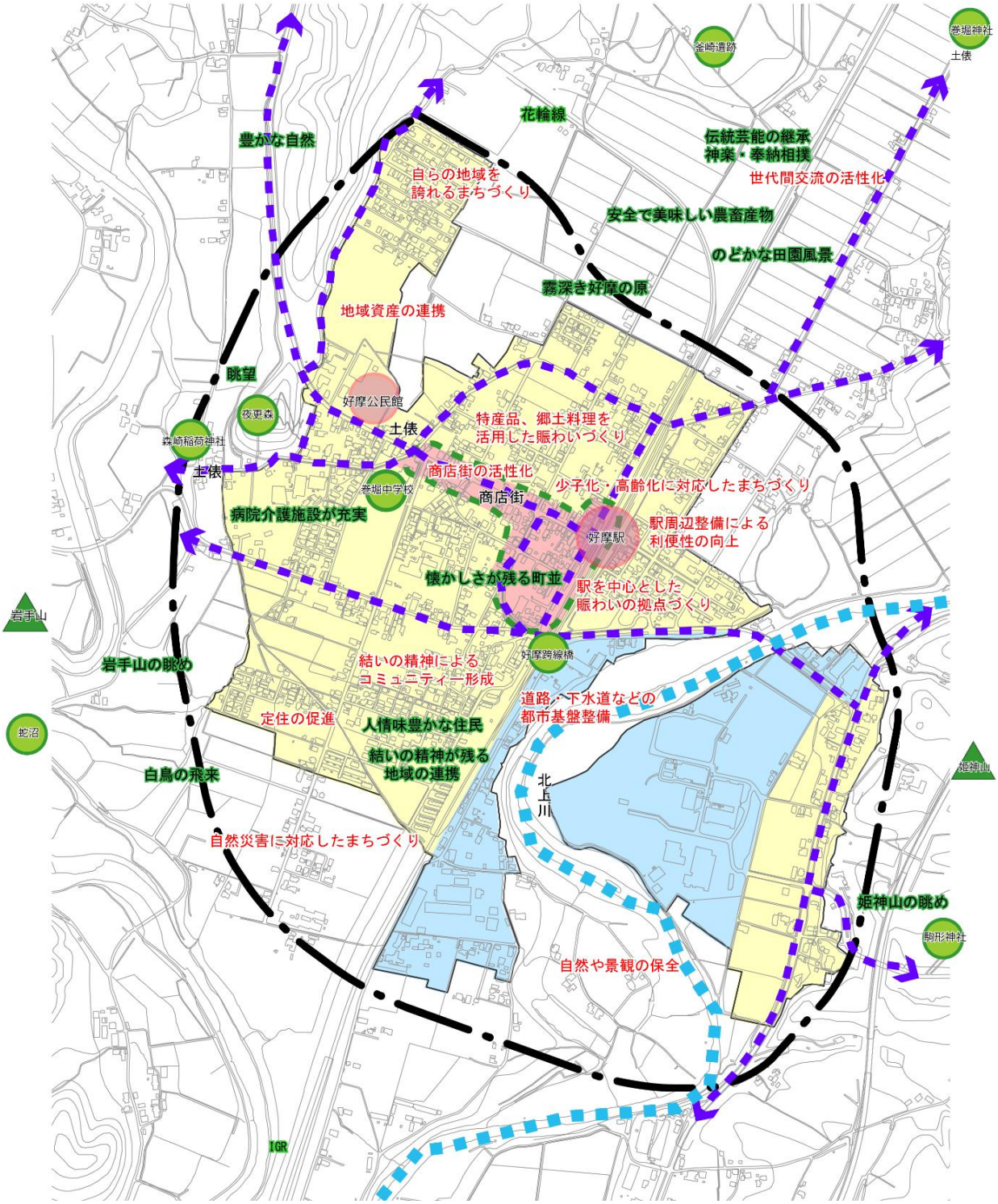

※この概要版は、「盛岡市都市計画マスタープラン」をわかりやすくまとめたものであり、本編の表現とは異なる部分があります。
盛岡市都市計画マスタープランの本編は、盛岡市公式ホームページをご覧ください。
URL　https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/keikaku/toshikei/1009888/index.html
トップページ ＞ 市政情報 ＞ 市の計画 ＞ 都市整備に関する計画 ＞ 都市計画マスタープラン

盛岡市都市計画マスタープラン【概要版】

全体構想（序章、第１章）　令和３年７月変更（第２回）
地域別構想（第２章）　令和５年３月変更

盛岡市都市整備部都市計画課
〒020-8532　盛岡市津志田 14 地割 37 番地 2
盛岡市役所都南分庁舎
電話　019-601-2718（土地利用計画係直通）
FAX　019-637-1919（都南分庁舎共通）
E-mail　toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp
URL　https://www.city.morioka.iwate.jp/

令和５年３月